

## BUSINESS CONNECT 契約約款

## 第1章 総則

## 第1条 (約款の適用)

NHN テコラス株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」といいます。）その他の法令の規定に基づき当社が定めた BUSINESS CONNECT 契約約款（以下「約款」といいます。）によってサービスを提供します。

## 第2条 (約款の変更)

当社は、約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る提供条件は、変更後の約款によります。

約款の変更は、当社 WEB サイト（<https://datahotel.jp/>、以下「当社 WEB サイト」）でその旨を掲示する方法によるものとし、掲示した時点で約款の変更の効力が生ずるものとしします。

## 第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1.	電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.	サービス	約款に基づき当社が契約者に提供するデータ通信サービス等の総称
3.	I D	当社からサービス毎に契約者に付与するコード
4.	初期費用	初期設定費用および工事費用
5.	契約者回線	当該契約に基づいて、当社と当該契約の申込者が指定する地点との間に設置される電気通信設備
6.	相互接続点	当社と当社以外の第一種および第二種電気通信事業者との間で別途定める協定に基づく、相互接続に係わる電気通信設備の接続点

## 第2章 サービスの品目および提供区域

## 第4条 (サービスの品目)

サービスの内容は、当社 WEB サイトでその旨を掲示するものとしします。

## 第5条 (提供区域)

当社が提供するサービスの提供区域は、別に定める提供区域によります。ただし、その提供区域であってもサービスをご利用できない場合があります。

## 第3章 利用契約

## 第6条 (利用契約の単位)

サービスの利用に関する契約（以下「契約」といいます。）は、約款に基づき当社と契約者との間で、契約者が使用するサービスごとに締結します。

**第7条 (契約者回線の終端)**

当社が第一種電気通信事業者と契約し基本提供するサービスの責任分界点は、下記に定めるとおりです。

(1)「Business Broadband」 (2)「Business VLAN」	当社が契約者回線の終端として設置する電気通信設備
(3)「Business Flets」	当社が他の電気通信事業者と相互接続するその相互接続点

2 前項の契約者回線の終端設置場所は当社が決定します。

**第8条 (利用申込の方法)**

契約の申込をする場合は、次に掲げる事項について記載した当社所定の方法によります。

- (1) 契約者名
- (2) サービスを利用する場所
- (3) サービスの種類
- (4) その他契約の申込内容を特定するために必要な事項

**第9条 (最低利用期間・契約更新)**

「Business Broadband」および「Business VLAN」の契約の最低利用期間は1年間、「Business Flets」の契約の最低利用期間は3ヶ月間とし、起算日はそれぞれの利用開始日とします。なお、第18条(契約者が行なう契約の解除)に定める通知のない限り、最低利用期間満了日の翌日から起算して1ヶ月を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。

**第10条 (利用前の準備)**

契約者は自己の責任と負担において、第7条(契約者回線の終端)に定める責任分界点からサービスを利用するために必要な端末までの配線等の電気通信設備および端末、ソフトウェア、その他サービス利用に必要なすべての機器を準備するものとします。

**第11条 (利用申込の承諾)**

当社は、契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。また、契約締結後に次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、契約者の了解を得ないで契約を解除することがあります。

- (1) 契約の申込者がサービスの利用開始を希望する日までに、当社が契約者回線の設置が出来ない場合
- (2) 申込に係るサービスを提供するための契約者回線の設置について第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき。
- (3) 申込に係るサービスを提供するための契約者回線の設置について、サービス提供箇所の存在する建物の所有者・管理者等の承諾がない場合
- (4) 申込に係るサービスを提供するための契約者回線の設置について、管路が確保できない場合
- (5) 申込者が当該申込に係る契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (6) 申込者が第28条(提供の停止)第1項各号の事由に該当するとき
- (7) 契約の申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき

(8) 当社の業務の遂行上著しい支障があるなど、その他やむを得ない事由があるとき

3 前項の規定により、当社が契約の申込みを拒絶したときは、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知いたします。

#### **第12条 (契約の成立)**

契約は、申込者に対し、当社が利用承諾書を発送したときに成立するものとします。

#### **第13条 (利用開始日)**

サービスの利用開始日は、利用承諾書に記載した、当社の定める利用開始日とします。

#### **第14条 (契約者の名称の変更等)**

契約者は、その契約者名、連絡先住所、電話番号等当社に対して届け出た事項に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に通知してください。

2 当社は、前項の届出事項変更の希望があった場合、第11条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### **第4章 権利の譲渡および承継等**

#### **第15条 (権利譲渡の禁止)**

契約者は、サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入、その他の処分をすることはできません。

#### **第16条 (契約者の地位の承継)**

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

2 前項の場合において、相続により地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

4 当社は第1項の通知があったときは、第11条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### **第5章 契約の解除**

#### **第17条 (当社が行う契約の解除)**

当社は、第28条(提供の停止)に定める事由が発生した場合は、当社がサービスの利用停止を行うか否かにかかわらず、当該契約者との契約をただちに解除することができます。

2 前項の規定により契約が解除された場合、契約者は、その利用中に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、第24条(割増金)に定める割増金および第25条(遅延損害金)に定める遅延損害金を含めた残存債務の全額をただちに支払うものとします。ただし、これは、当社の契約者に対する損害賠償

の請求を妨げません。

3 当社は、第1項の規定により契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、契約者の所在が不明で通知できない場合や、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### **第18条（契約者が行う契約の解除）**

契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により解約を行おうとする日の1ヶ月前までにその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

### **第6章 料金等**

#### **第19条（料金の適用）**

当社が提供するサービスの料金（以下、単に「料金」という。）は、当社WEBサイトに記載するものとし、その支払方法は、当社が別に定めるところによります。

2 サービス利用料は、サービスの利用開始日から適用します。初期費用は、契約が成立した時点から適応します。

3 サービスの利用開始後、サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、次によります。

（1）契約者は、第28条（提供の停止）の規定によりサービスが停止された場合であっても、当該停止期間中における料金を支払う義務を負うものとします。

（2）契約者は、第29条（提供の中止）の規定によりサービスが中止された場合であっても、当該中止期間中における料金を支払う義務を負うものとします。

（3）契約者は、第30条（通信利用の制限）の規定によりサービスが制限または中止された場合であっても、当該制限または中止期間中における料金を支払う義務を負うものとします。

（4）前三号の規定によるほか、契約者は、第35条（責任の制限）の場合を除き、サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### **第20条（料金の計算方法）**

当社は、料金について、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額として算定します。

2 利用開始月および利用終了月は暦月に応じた利用日数に従って日割計算とします。ただし、利用開始日を含み、利用終了日は含みません。

#### **第21条（料金の調定）**

契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合における料金の額は、当該最低利用期間に対応する料金の額とします。

## 第22条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月料金を請求します。

## 第23条（料金等の支払方法）

契約者は、料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

2 前項の支払いに要する費用は、当社が別段の定めをしない限り、契約者が負担するものとします。

## 第24条（割増金）

料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として料金とは別に支払うものとします。

## 第25条（遅延損害金）

契約者は、料金等について支払い期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第26条（消費税）

契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第27条（金額の端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第7章 提供の停止等

### 第28条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合には、サービスの提供を停止することができます。

- (1) 料金、割増金または遅延損害金を、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) サービスの利用に関して、契約者が以下のいずれかの事由に該当する事実が発覚したとき
  - 1) 他の契約者または第三者もしくは当社の著作権を侵害する行為をしたこと
  - 2) 他の契約者または第三者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為をしたこと
  - 3) 他の契約者または第三者もしくは当社への誹謗、中傷する行為をしたこと
  - 4) その他、他の契約者または第三者もしくは当社に不利益を与える行為をしたこと
  - 5) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類する場合、および公職選挙法に抵触する行為をしたこと

と

- 6) 公序良俗に反する行為をしたこと
- 7) 「風俗営業等の規制および適正化に関する法律」が規定する映像送信型風俗特殊営業、またはそれに類似する行為
- 8) 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為 をしたこと
- 9) 犯罪的行為を誘発する行為をしたこと
- 10) 当社の承諾無く、サービスの全部または一部を、第三者に提供または、販売したこと。また、その準備を目的とした行為を行なったまたは、その準備のために機器を接続したこと。
- 11) サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において利用したこと。
- 12) サービスに悪影響を与える端末設備等を接続したこと。
- 13) 約款の規定に反する行為をしたこと。
- 14) 前各号の他、当社もしくはサービスの遂行に著しい支障を及ぼしたこと、または及ぼすおそれがあると当社が判断したこと。

(3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(4) 移転等その他の理由により、サービスの提供場所の変更をするとき。

2 当社は、前項の規定によりサービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に通知します。ただし、契約者の所在が不明で通知できない場合や緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第29条（提供の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備等の保守上、工事上または設備の障害等やむを得ないとき

(2) 第30条（通信利用の制限）の規定によるとき

(3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、サービスの提供を行うことが困難になったとき

(4) サービス提供箇所の存在する建物の停電時

2 当社は、前項の規定によりサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、前項第4号の場合、契約者の所在が不明で通知できない場合や緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第30条（通信利用の制限）

1 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合、若しくは接続が困難になるおそれがある場合その他、当社がサービスの通信制限が必要と判断した場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、サービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。

2 当社は、前項の規定により通信利用の制限および停止を行うときは、原則として契約者に通知しますが、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第31条（サービスの廃止）

当社は、都合によりサービスの全部または一部の品目を廃止することがあります。

2 当社は、前項の既定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、第37条（通知方法）に定める方法により、その旨を通知します。

## 第8章 雑則

### 第32条（通信秘密、個人情報の保護）

当社は、サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、また当社がサービスの提供に伴い取得した個人情報は、契約者の同意を得た場合を除き、サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用しかつ保存します。

2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他法令の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、総務省が定めた電気通信事業者に関するプライバシー保護ガイドラインを遵守します。

4 当社は、契約者が第28条（提供の停止）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、必要な範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

### 第33条（情報の管理）

契約者は、サービスを使用して受信し、または送信する情報については、当社または当社の契約した第1種電気通信事業者の提供する電気通信設備等の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。当社または当社の契約した第1種電気通信事業者の提供する電気通信設備等の故障により契約者の情報が消失したため発生した損害について、当社は一切その責を負わないものとします。

### 第34条（利用に係る契約者の義務）

契約者は次のことを守っていただきます。

（1）当社、あるいは当社が契約した第一種電気通信事業者が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。

（2）当社が認めた場合を除いて、当社、あるいは当社が契約した第一種電気通信事業者が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けたり、その他通信の伝送交換に障害を与える恐れのある行為を行わないこと。

（3）当社、あるいは当社が契約した第一種電気通信事業者が契約に基づき設置した電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営通信設備等を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（4）当社、あるいは当社が契約した第一種電気通信事業者が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反してその回線等を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用等を支払うものとします。

3 契約者は、当社から発行・貸与されたIDおよびパスワードを管理する責任を負います。当社の事前の許諾なく、IDを第三者に貸与することはできません。パスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速

やかに当社に届け出るものとします。

4 契約者は、サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

### 第35条（責任の制限）

当社の責に帰すべき事由により、契約者がサービスを全く利用できない状態（当社 WEB サイト上に記載した回線速度を著しく下回る状態を含む。以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、契約で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続した場合に限り、1料金月の基本料金の30分の1に利用不能日数を乗じた額を限度として、その契約者の損害を賠償します。

2 当社が契約する第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当該第一種電気通信事業者等から当社が受領した損害賠償の額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

3 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、第1項に基づき算出された契約者への賠償金額の合計が、当社が当該第一種電気通信事業者等から受領する損害賠償額の合計を超える時の各契約者への賠償金額は、当社が当該第一種電気通信事業者等から受領する損害賠償額の合計を前項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とし、当社の責任はこの限度に制限されるものとします。

4 契約者は、当社に対し損害賠償を請求しようとする場合には、速やかに（遅くとも、その事由が発生した日から90日以内に）、その旨を当社に通知するものとします。

### 第36条（免責）

第三者が、IDおよびパスワード等を不正に使用する等の方法で、サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について如何なる責任も負わないものとします。また、契約者は、自己のIDおよびパスワードが不正に使用された場合でも、かかる不正使用に基づくサービスの利用についての料金等を負担するものとします。

2 当社は、サービスの完全な運用に努めますが、サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は、第35条（責任の制限）に定める限度でのみ責任を負い、それ以外の責任は負いません。

3 当社 WEB サイトで定めた各コースに記載されている最大回線速度は、おおよその目安であり、当社にかかる最大回線速度を保証するものではありません。

4 当社は、契約者がサービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。当社は、契約者がサービスによって得る情報が不正確であったこと、完全でなかったこと、有用でなかったこと等によって契約者に生じた損害について賠償する責任を負いません。

5 当社は契約者がサービスの使用によりいかなる情報を流通させるのか、第29条（提供の中止）に定める場合を除き、原則として関知しません。したがって、サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と負担において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

6 当社は、サービスの提供に関し、契約者に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。



7 契約者はサービスの利用において、著作権法その他日本法を遵守するものとします。

### 第37条（通知方法）

当社から契約者への通知および意思表示は、次に掲げる時点で成立するものとします。

（1）第8条（利用申込の方法）に定める申込書に記載されたご契約者、連絡担当者、緊急連絡担当者、経理担当者、（ネットワーク）運用責任者、技術連絡担当者もしくは支払名義人宛に電子メールまたはファクシミリを含む書面が発信または送付された時点。

（2）当社WEBサイトに当該通知を掲載した時点。

### 第38条（管轄裁判所）

契約者と当社との間でサービスに関して紛争が生じた場合は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

### 第39条（準拠法）

この約款に関する準拠法は、日本法とします。

### 附則

平成12年11月10日制定

平成13年 9月10日改定

平成13年12月 1日改定

平成14年 2月14日改定

平成14年12月 1日改定

平成15年 4月 1日改定

平成15年 9月 1日改定

平成16年 2月 1日改定

平成16年 7月 1日改定

平成18年 4月 1日改定

平成18年 5月 1日改定

平成22年 6月28日改定

平成24年 1月 1日改定

平成26年11月 1日改定

平成27年10月 1日改定